

政務活動費の見直しについて

R5.9.27 議会活性化検討会資料

1. 政務活動費の経緯

平成24年地方自治法改正（議員修正※）
平成24年9月5日公布、**平成25年3月1日施行**

- ・ 平成12年に議員立法で「政務調査費」を創設
- ・ 平成24年の地方自治法改正で「政務調査費」から「政務活動費」に改正

（改正の内容）

- ① 「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更
- ② 「調査研究」から「調査研究その他の活動」に充当可能範囲を拡大
- ③ 充当可能範囲は条例で定めることを新設
- ④ 議長に対し使途の透明性確保に向けた努力義務を新設

2. 政務活動費制度の概要

- ・ 地方公共団体は、条例で定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付
- ・ 交付対象 議員又は会派
- ・ 交付対象・額・方法・充当可能範囲 条例で規定
- ・ 交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収支報告書を議長に提出
- ・ 議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める

3. 政務活動費の対象



対象となる部分

・政党活動 ・選挙活動 ・後援会活動 ・私人としての活動 等

会派・議員としての活動

- ・ 会派・議員としての活動のうち、調査研究活動と認められないもの
(例)補助金の要請活動 等

調査研究活動

- ・ 会派・議員としての活動
 (例) ・議会活動に係る調査 ・議会活動に係る資料の作成
 ・議員・会派による広報活動 ・会派による会議 等
のうち、調査研究活動と認められるもの

議会活動

- ・本会議への出席 ・委員会への出席
・全員協議会への出席 ・議員派遣 等

政務活動費

※充当可能経費の
範囲は条例で定める

費用弁償

4. 本市における政務活動費の現状

◇政務活動費支出額等

表1 本市における政務活動費使用の状況

R4	科目	調査研究費	研修費	資料作成費	資料購入費	広報費	広聴費	会議費	人件費	事務所費	事務通信費	要請・陳情活動費	平均額
	支出総額に対する割合	11.24%	0.83%	8.05%	4.29%	29.81%	0.93%	0.03%	25.31%	11.57%	7.82%	0.12%	2,044,227円
	平均額	238,339円	17,541円	170,760円	90,891円	632,070円	19,704円	683円	536,544円	245,372円	165,868円	2,549円	
R3	科目	調査研究費	研修費	資料作成費	資料購入費	広報費	広聴費	会議費	人件費	事務所費	事務通信費	要請・陳情活動費	平均額
	支出総額に対する割合	9.58%	0.30%	6.24%	4.72%	31.33%	0.48%	0.00%	25.55%	11.78%	10.02%	0.00%	2,082,167円
	平均額	203,876円	6,427円	132,792円	100,475円	666,396円	10,121円	25円	543,568円	250,520円	213,102円	0円	
R2	科目	調査研究費	研修費	資料作成費	資料購入費	広報費	広聴費	会議費	人件費	事務所費	事務通信費	要請・陳情活動費	平均額
	支出総額に対する割合	8.38%	0.35%	6.53%	6.02%	31.04%	0.75%	0.01%	25.38%	11.53%	9.94%	0.06%	2,142,136円
	平均額	184,466円	7,688円	143,792円	132,420円	683,052円	16,593円	235円	558,412円	253,721円	218,699円	1,326円	

R2	使用額	人数
	～100万円未満	2
	100～150万円未満	3
	150～200万円未満	8
	200～240万円未満	18
	240万円以上	15

※共産党を除く

R3	使用額	人数
	～100万円未満	3
	100～150万円未満	2
	150～200万円未満	13
	200～240万円未満	13
	240万円以上	15

※共産党を除く

R4	使用額	人数
	～100万円未満	5
	100～150万円未満	4
	150～200万円未満	8
	200～240万円未満	11
	240万円以上	18

※共産党を除く

4. 本市における政務活動費の現状

◇政務活動費支出額等

表2 政令市における政務活動費上限額（R4）※議員一人当たりの月額（千円）

都市名 支給先	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
会派	400	350	340	300	450	550	100	150	250	150
会派＋議員	－	350	140＋200	300	50＋400	－	－	30＋120	－	－
議員	－	350	－	300	－	550	100	－	－	－

都市名 支給先	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
会派	500	－	570	300	380	135	300	350	350	200
会派＋議員	－	140＋400	95＋475	－	－	－	－	－	90＋260	－
議員	－	－	475	300	－	－	－	－	－	200

	政令市平均交付額
会派	322千円

5. 政務活動費に関する現状の課題

(1) 上限額（年額240万円）

上限額については、全国の政令市の平均額を下回っている。

(2) 政務活動費の適正な使途

- ・議員の活動は公務・政務・その他の活動など多岐にわたり、明確な根拠がある場合を除き、一般的には按分することが適切であると考えられる。
- ・政務活動費に関する規定は条例等に多層的に規定されていることから、これらを網羅的に記した「政務活動費運用の手引き」が作成されているが、①政務活動費を充当できる活動とは
どういった活動を指すのか、②政務活動以外の活動との線引きが難しい場合の按分をどのよ
うにするか、③規定の根拠が不明確、④規定が複雑すぎる、⑤必要提出書類の規定がない、
⑥記載箇所が探しにくい、などの課題がある。

(3) 政務活動費の透明性の確保

議会ホームページ上で、収支報告書をはじめとする各種関係書類を常時誰もが閲覧できるよう公開しているほか、政務活動費に関する諸規定を網羅した「政務活動費運用の手引き」を公開している。

6. 政務活動費見直しの方向性

(1) 手引きの全体構成の見直し

政務活動費制度の趣旨を踏まえ、次の【政務活動費執行の原則】の基に、活用しやすい「政務活動費運用の手引き」となるよう規程や構成を見直す。

【政務活動費執行の原則】

- ・ 政務活動の目的に合致した経費に充てられること
- ・ 支出の金額に妥当性が認められること（社会通念上適正な額であること）
- ・ 透明性確保のため、適正な手続きのもとに、支出に関する書類が整理されていること

(2) 具体的な項目の検討

運用の改善や時代に即した運用見直しの検討を行う。

- ・ 旅費計算の簡素化
- ・ 固定電話料金の利用明細提出 など

※検討に際して作業部会の設置

※R7.4から改訂「手引き」の適用

(参考) 本市における政務活動費に関する諸規定

◇熊本市議会政務活動費の交付に関する条例

本市における政務活動費の額（年額240万円）、半期ごとの交付、収支報告書等の提出・保存・閲覧、使途基準（別表）、同基準に違反した場合等の返還義務等を規定

◇熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

政務活動費交付申請書等の様式を規定

◇熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程

政務活動費支出の原則、政務活動以外にも使用された場合の按分基準、備品の定義、人件費等の上限、高額支出の見積書の義務化、使途基準細目、収支報告書に対する議長の調査権、同調査員の設置、収支報告書の閲覧の期間、収支報告書等の様式を規定

◇政務活動費運用の手引き

施行規程上の使途基準細目に沿って政務活動費の支出の可否や按分の必要性等の再掲（一部、旅費や図書購入費等については使途基準細目に上乗せした付加規定あり。）、その他、政務活動費交付申請書や収支報告書等の様式、手続きの図式等を記載。